

福井県における感染症対策 の実施に関する指針

(福井県感染症予防計画)



平成24年12月

福 井 県

はじめに

医学・医療の進歩や衛生水準の向上、健康に対する意識の変化、人権意識の高まり、国際交流の進展など感染症を取り巻く状況が大きく変化してきている一方で、近年、エボラ出血熱やエイズ、重症急性呼吸器症候群（SARS）、高病原性鳥インフルエンザ等の新興感染症の出現、結核やマラリア等の既知の感染症の再興、さらには、平成21年に新型インフルエンザの世界的な流行など感染症は新たな形で脅威が高まっている。

こうした状況を踏まえた感染症対策は、平常時からの予防対策の推進のほか、発生時には患者の人権を尊重しつつ、良質かつ適切な医療を提供するとともに、健康危機管理の観点から、拡大防止のための迅速かつ的確な対応が必要である。

本県では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第9条第1項の規定により厚生労働大臣が定めた「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）」に即して平成11年4月に「福井県感染症予防計画」を策定し、平成17年9月には、結核・感染症対策を総合的かつ計画的に推進するために「福井県における結核・感染症対策の実施に関する指針（福井県結核・感染症対策指針）」を策定してきたところである。

このたび、平成18年の感染症法の改正ならびに平成19年3月の基本指針の見直しを踏まえ再検討を行い、「福井県における感染症対策の実施に関する指針（福井県感染症予防計画）」として策定する。

なお、本計画は、基本指針が変更された場合は再検討を加え、必要がある場合は改正する。

目 次

第1	県の感染症対策の基本的な考え方	1
1	総合的な予防対策の実施	1
2	健康危機管理体制の確立	1
3	人権の尊重と情報の公開	1
第2	県、市町、県民および医師等の役割	2
1	県の果たすべき役割	2
2	市町の果たすべき役割	2
3	県民の果たすべき役割	2
4	医師、施設管理者等の果たすべき役割	2
5	獣医師等の果たすべき役割	3
6	学校の果たすべき役割	3
第3	感染症の発生予防のための施策	4
1	感染症発生動向調査等	4
2	届出体制の確立	4
3	食品衛生・環境衛生部門との連携	4
4	予防接種の推進	4
5	結核に係る定期の健康診断	5
第4	感染症まん延防止のための施策	6
1	健康診断、就業制限および入院（対人措置）	6
2	感染症の診査に関する協議会	6
3	消毒等（対物措置）	6
4	積極的疫学調査	6
5	指定感染症および新感染症への対応	7
6	食品衛生・環境衛生部門との連携	7
第5	医療提供体制の整備	8
1	基本的考え方	8
2	感染症に係る医療を提供する体制	8
3	感染症患者の移送	9
4	医薬品の備蓄または確保	9
5	その他の医療提供体制	9
第6	緊急時における感染症対策および連携体制の確保	10
1	緊急時における感染症の発生の予防およびまん延の防止ならびに 医療の提供のための施策	10

2	緊急時における国との連携体制	10
3	緊急時における地方公共団体相互間の連携体制	10
4	緊急時における情報提供	11
第7	調査・研究の推進、検査体制の向上および人材の養成	12
1	調査・研究の推進	12
2	検査体制の向上	12
3	人材の養成	12
第8	感染症に関する知識の普及啓発と患者等の人権の尊重	13
1	基本的考え方	13
2	普及啓発の方策等	13
第9	その他の感染症予防のための施策	14
1	施設内感染の防止対策	14
2	災害時の対策	14
3	動物由来感染症対策	14

第1 県の感染症対策の基本的な考え方

1 総合的な予防対策の実施

感染症対策は、感染症の発生後に防疫措置を行うといった事後対応だけでなく、感染症発生動向調査の実施など感染症の発生情報を正確に把握する体制の整備、基本指針、本計画および感染症法第11条の規定により厚生労働大臣が定めた特定感染症予防指針に基づく取組みを通じ、感染症に関する知識や意識の向上を図るための普及啓発を行うなど、日ごろから感染症の発生予防やまん延防止に重点を置いた事前対応施策を実施する。

2 健康危機管理体制の確立

感染症がいったん発生すれば、周辺へまん延する可能性があるため、県民の健康を守るには危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められる。

このため、危険性の高い感染症が発生し、または発生するおそれがある場合、速やかに健康危機管理体制が始動できるよう、平常時から準備を整える。

また、「福井県危機対策基本指針」に基づき、健康危機発生時の対応手順等を定めた「福井県健康危機管理基本指針」、「福井県初動時対応マニュアル（健康危機）」、「福井県感染症危機対応マニュアル」および「福井県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するとともに、必要に応じ感染症別のマニュアルを策定する。

3 人権の尊重と情報の公開

(1) 健康診断や入院、就業制限など、患者に対する措置が必要な場合は、患者や家族等に対して十分な事前説明を行い、理解を得るよう努めるとともに、人権を十分尊重する。

さらに、日ごろから感染症に関する正しい知識の普及啓発を行い、患者や家族等への差別や偏見が生じないように努める。

(2) 感染症の発生に関する情報については、県民へ注意を喚起するとともに、正確な情報、知識が得られるよう、迅速かつ的確に公表する。ただし、患者や家族等のプライバシーについては、十分配慮しなければならない。

第2 県、市町、県民および医師等の役割

1 県の果たすべき役割

- (1) 感染症の発生予防およびまん延防止のための施策を地域の特性に配慮しつつ講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集・分析および提供、研究の推進、人材の養成や資質の向上、迅速で正確な検査体制や社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備等、感染症対策に必要な基盤を整備する。
この場合、感染症の発生の予防およびまん延の防止のための施策に関する国の動向ならびに国際的動向を踏まえるとともに、感染症の患者や家族等の人権を尊重する。
- (2) 健康福祉センターは、地域における感染症対策の中核的機関として、また、衛生環境研究センターは、感染症および病原体等の技術的かつ専門的な機関として位置づけ、それぞれが十分に役割を果たせるよう機能強化に努めるとともに、連携して感染症対策を推進する。
- (3) 感染症対策の実施に当たっては、国と連携を図るとともに、近隣の府県や人および物資の移動に関して関係の深い地方公共団体と相互に協力する。また、市町、医師会および獣医師会等関係団体との連携を図る。

2 市町の果たすべき役割

- (1) 健康福祉センターの技術的な支援を得ながら、日ごろから、住民へ感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、予防接種法に基づいた定期予防接種を実施するものとする。
- (2) 感染症の発生時には、保健所長の指示により消毒およびねずみ族・昆虫等の駆除を行うものとする。

3 県民の果たすべき役割

県民は、感染症に対する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。また、感染症の患者や家族等について、偏見や差別をもって患者や家族等の人権を損なわないようにしなければならない。

4 医師、施設管理者等の果たすべき役割

- (1) 医師およびその他の医療従事者は、各々の立場で国および地方公共団体の施策に協力するとともに、患者や家族等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努めるものとする。
- (2) 病院・診療所、病原体等の検査を行っている機関、児童福祉施設・老人福祉施設等の管理者は、施設における感染症の発生予防やまん延防止のために必要な措置を講ずるよう努める。また、病院・診療所、児童福祉施設・老人福祉施設等の管理者は、施設において集団感染等が疑われる状況が生じた場合は、その状況に応じて速やかに健康福祉センター等へ報告するものとする。

5 獣医師等の果たすべき役割

- (1) 獣医師その他の獣医療関係者は、各々の立場で国、県および市町の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努めるものとする。
- (2) 動物等取扱業者は、自らが取り扱う動物および死体が感染症を人に感染させることがないよう、感染症の予防に関する知識および技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) ペット等の動物を飼育する者は、動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるものとする。

6 学校の果たすべき役割

学校は若年者の集団生活の場であることから、学校長等は感染症の発生動向に十分留意するとともに、校内における感染症の発生予防やまん延防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3 感染症の発生予防のための施策

1 感染症発生動向調査等

感染症の発生予防およびまん延防止を図るためには、まず、感染症の発生に関する情報を、的確かつ迅速に収集し、分析、還元することが重要である。

このため、県は、医師会および医療機関の協力を得て、県内の感染症の発生動向を把握する体制を整備するとともに、全国および海外の感染症情報の収集については、国立感染症研究所、検疫所をはじめとした関係機関と連携しながら積極的に進める。

さらに、新型インフルエンザウイルスが出現した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるためには、まず、新型インフルエンザの出現を迅速かつ的確に把握することが不可欠であることから、国をはじめとした関係機関と連携し、国内外の情報を収集する。

また、収集、分析した情報については、速やかに提供・公表できる体制を整備するとともに、ホームページ等を活用し、積極的に公表する。

2 届出体制の確立

県は、夜間、休日を含めた届出受理体制を整備するとともに、感染症法第12条に基づく医師の届出の義務について、医師会等を通じて各医療機関および医師に周知する。また、同法第13条に基づく獣医師の届出の義務については、獣医師会を通じ各獣医師に周知する。

3 食品衛生・環境衛生部門との連携

食品や水、空調設備、ねずみ族・昆虫等を介する感染症の発生予防のため、感染症対策部門と食品衛生・環境衛生部門は相互に連携し、県民に対する正しい知識の普及、情報の提供を行うとともに、関係業界団体、関係施設および事業者等に対し適切な指導を行う。

なお、平時における感染症を媒介するねずみ族・昆虫等の駆除ならびに防鼠および防虫については、地域によって実情が異なることから、各市町が地域住民の協力の下、適切に実施するものとする。また、駆除に当たっては、過剰な消毒および駆除とならないように配慮する。

4 予防接種の推進

予防接種は、感染症予防対策の中でも重要なものである。このため、県および市町は医師会、医療機関、各教育委員会および学校等と連携して予防接種に関する正しい知識の普及を進めるとともに、接種機会や接種場所の拡大を図るなど、積極的に予防接種を推進し、接種率の向上に努めるものとする。

また、県は、市町、医療機関、学校および児童福祉施設等の職員を対象とした研修会を開催して知識の向上を図るとともに、予防接種に必要なワクチンについては、県、医師会および医薬品卸業者等が連携し、安定供給に努めるものとする。

5 結核に係る定期の健康診断

高齢者、疫学的な解析により結核発病の危険が高いとされる住民層(ハイリスクグループ)、発病すると二次感染を起こしやすい職業に就労している者(デインジャーグループ)等の定期の健康診断の実施について、定期健康診断の実施主体である市町、事業者、施設の長または学校長等は、重点的に健康診断を実施するとともに、受診率の向上に努めるものとする。

また、市町が感染症法施行令第12条第2項第2号において、地域の事情を勘案して、特に定期の健康診断が必要と認める者を定める際には、患者発見率0.02から0.04%以上をその基準として参酌するものとする。

第4 感染症まん延防止のための施策

1 健康診断、就業制限および入院（対人措置）

感染症法第17条から第20条に基づく健康診断の勧告や就業制限、勧告等による入院の措置（対人措置）は、一定の行動制限等を伴うため、患者等の人権の尊重の観点から必要最小限のものとし、審査請求に係る教示等の手続きおよび患者や家族等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行う。また、保健所長は、対人措置を行うに当たって、患者や家族等に入院の理由、退院請求および審査請求に関する事等について十分な説明を行うとともに、対人措置の経過、提供された医療の内容および患者の病状等について把握する。

- (1) 健康診断の勧告等は、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とする。また、県は、感染症法に基づく健康診断の勧告以外にも、必要に応じ情報を提供し、県民の自発的な健康診断の受診を勧奨する。
- (2) 就業制限は、対象者の自覚に基づく自発的な休業や就業制限の対象以外の業務への一時的な従事等により対応することを基本とする。
- (3) 勧告等による入院については、医師が患者や家族等に対して十分な説明を行い、患者の同意に基づいた対応を行うことが基本である。医療機関は、入院後も、感染症法第24条の2に基づく処遇についての県知事に対する苦情の申し出への対応や、必要に応じた十分な説明と相談を通じ、患者や家族等の精神的不安の軽減を図るものとする。

2 感染症の診査に関する協議会

感染症の診査に関する協議会（以下「診査協議会」という。）は、入院勧告に基づく入院期間の延長等について審議する機関であり、「福井県感染症診査協議会条例」に基づき、福井保健所、坂井保健所、奥越保健所、丹南保健所、嶺南振興局二州保健所および嶺南振興局若狭保健所について一の協議会とする。

診査協議会は、感染症のまん延防止の観点から専門的判断を行うとともに、患者への適切な医療の提供と人権の尊重の視点が必要である。診査協議会委員の任命に当たっては、この趣旨を考慮するとともに、委員はこの趣旨を踏まえて診査する。

3 消毒等（対物措置）

県は、消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限等の措置および交通の制限や遮断等の措置（対物措置）を、市町と連携して実施する。また、実施に当たっては、可能な限り関係者の理解を得るとともに、個人の権利に配慮し必要最小限にとどめる。

4 積極的疫学調査

保健所長は、次の場合において積極的疫学調査（感染症の発生の状況、動向および原因の調査）を迅速かつ的確に実施する。

- ① 一類感染症、二類感染症、三類感染症または四類感染症の患者が発生し、または発生した疑いがある場合
- ② 五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合
- ③ 国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合
- ④ 動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、または発生するおそれがある場合
- ⑤ その他必要と認める場合

また、実施に当たり、県は必要に応じて国立感染症研究所、他の都道府県の地方衛生研究所等の協力を求めるとともに、他の都道府県等から協力要請があった場合は協力する。

緊急時において、国が積極的疫学調査を実施する場合には、県は国と連携を取りながら必要な情報の収集および提供を行う。

5 指定感染症および新感染症への対応

医師から指定感染症や新感染症に該当する疾患であるとの届出があった場合、県は厚生労働省へ連絡し、移送、患者の治療、感染の拡大防止等についての技術的な指導および助言を得ながら対応する。

また、県は、国立感染症研究所等から情報を収集し、医療機関、市町等に対して迅速に提供するとともに、報道機関の協力を得て県民に正しい情報を提供し、まん延防止に努める。

6 食品衛生・環境衛生部門との連携

食品や水、空調設備、ねずみ族・昆虫等を介する感染症が発生した場合、またはその可能性が疑われる場合は、感染症対策部門と食品衛生・環境衛生部門は相互に情報を提供するなど連携して対策にあたる。

第5 医療提供体制の整備

1 基本的考え方

感染症に係る医療は、そのまん延を防止するとともに、患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供することが基本である。

このため、第一種感染症指定医療機関および第二種感染症指定医療機関は、次のことについて特に重視して取り組むものとする。

- ① 感染症患者に対して、感染症のまん延防止のための措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境で医療を提供すること
- ② 通信の自由が確保されるよう必要な措置を講ずること
- ③ 患者がいたずらに不安に陥らないように、心身の状況を踏まえつつ十分な説明とカウンセリング（相談）を行うこと

また、結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解と同意を得て治療を行うこととする。

2 感染症に係る医療を提供する体制

県は、感染症の患者が良好な医療を受けられるよう国の配置基準に沿って医療機関を確保する。

(1) 第一種感染症指定医療機関

主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、福井県立病院を指定し、その病床数は2床とする。

(2) 第二種感染症指定医療機関

二類感染症の患者の入院を担当する医療機関として、二次医療圏ごとに必要な病床を指定する。

(参考：平成24年12月1日現在の指定数)

二次医療圏	第二種感染症指定医療機関	病床数	
		感染症病床	結核病床
福井・坂井	福井県立病院	2	10
	福井赤十字病院	4	10
	福井県済生会病院		4
奥越	福井社会保険病院	4	
丹南	公立丹南病院	4	
嶺南	市立敦賀病院	2	
	(独)国立病院機構 福井病院		16
	杉田玄白記念 公立小浜病院	2	8

(3) 結核指定医療機関

結核患者に対する適正な医療を担当する医療機関として、結核指定医療機関を指定する。

3 感染症患者の移送

県は、感染症の患者を迅速かつ適切に移送するため、アイソレーター付き患者移送車両およびその他必要な機器を整備するとともに、必要に応じ感染症指定医療機関の協力を求める。また、新感染症の所見がある者の移送の場合には、国に協力を求めるものとする。

4 医薬品の備蓄または確保

県は、県内で、治療に必要な医薬品が不足しないよう国や流通業者に協力を求めるとともに、新型インフルエンザ等の感染症の汎流行時に、その治療に必要な医薬品の供給および流通を的確に行うため、医薬品の備蓄または確保に努める。

5 その他の医療提供体制

- (1) 感染症患者の医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般の医療機関においても提供されるものである。また、一類感染症や二類感染症の患者であっても、最初に診察を受けるのは、一般の医療機関であることが多く、さらに、三類感染症、四類感染症または五類感染症については、原則として一般の医療機関において医療が提供される。

このため、一般の医療機関は、感染症に関する情報について積極的に把握するとともに、医療機関内における感染症のまん延防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、県は、一般の医療機関に対し、医師会と連携し情報提供を行うとともに、必要に応じ検体採取等の協力を求める。

- (2) 国内に病原体が常在しない感染症について、国内で患者が発生するおそれが高まる場合には、県は、医師会の協力を得て当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定するなど、初期診療体制の確立に努める。

第6 緊急時における感染症対策および連携体制の確保

- 1 緊急時における感染症の発生の予防およびまん延の防止ならびに医療の提供のための施策
 - (1) 一類感染症、二類感染症または新感染症等の患者の発生またはそのまん延のおそれが生じた場合には、県は、関係機関と協議の上、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について必要な計画を定め、公表する。
 - (2) 県は、感染症の患者の発生を予防し、またはそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生およびまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策を講ずる。
 - (3) 国が、緊急の必要があると認め、感染症法により行われる事務について県に対し指示があった場合は、その指示に基づき迅速かつ的確な対策を講ずる。
 - (4) 県は、新感染症の患者の発生や生物テロが想定される場合など、県に十分な知見が集積されていない状況で対策が必要とされる場合には、国へ職員や専門家の派遣等の支援を要請する。
- 2 緊急時における国との連携体制
 - (1) 県は、感染症患者の国への報告を確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合等には、国との緊密な連携を図る。
 - (2) 緊急時における国との連絡については、迅速かつ確実に連絡が行われる方法により行う。
 - (3) 県は、緊急時においては、国から対策を講ずる上で有益な情報を可能な限り収集するとともに、患者の発生状況等についてできるだけ詳細な情報を国に提供することにより、緊密な連携を図る。
- 3 緊急時における地方公共団体相互間の連携体制
 - (1) 県および市町は、平常時から緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し必要に応じて、相互に応援職員、専門家の派遣等を行う。
 - (2) 健康福祉センターは、管内の市町に対して、医師等からの届出に基づいて必要な情報を提供するとともに、緊急時における連絡体制を整備する。
 - (3) 同一健康福祉センター管内の複数の市町にわたり感染症の患者が発生するなどの緊急時には、健康福祉センターは、統一した対応がとれるよう、関係市町間の連絡調整を行う。
 - (4) 複数の健康福祉センター管内の市町にわたり感染症の患者が発生するなどの緊急時には、健康福祉センターは、統一した対応がとれるよう、県健康増進課と協議のうえ各健康福祉センターにおいて関係市町間の連絡調整を行う。

- (5) 県域を越えて感染症の患者等が発生するなどの緊急時には、健康福祉センターは、統一した対応がとれるよう、県健康増進課を窓口として関係都道府県と連絡調整を行う。
- (6) 県は、患者の集団発生等により、本県のみで防疫体制をとることが困難な場合等を想定し、日ごろから隣接する府県との協力体制の整備を進める。

4 緊急時における情報提供

県は、緊急時においては、県民に対して感染症の患者の発生の状況や医学的知見など、県民が感染予防等の対策を講じる上で有益な情報を可能な限り提供する。この場合には、市町と連携して情報提供媒体を複数設定し、理解しやすい内容で適切に情報提供を行うものとする。

第7 調査・研究の推進、検査体制の向上および人材の養成

1 調査・研究の推進

- (1) 感染症および病原体等に関する調査および研究は、感染症対策の基本となるべきものである。調査・研究の推進に当たっては、地域における感染症対策の中核的機関である健康福祉センターおよび感染症および病原体等の技術的かつ専門的な機関である衛生環境研究センターが、県健康増進課等と連携を図りつつ計画的に取り組む。
- (2) 調査・研究に当たっては、国立感染症研究所等の関係機関と相互に連携を図りながら進める。

2 検査体制の向上

- (1) 病原体等の検査実施体制および検査能力を十分確保することは、感染の拡大防止や人権の尊重の観点から重要である。このため、県は、検査機器の整備など衛生環境研究センターの検査体制の充実を図る。
- (2) 衛生環境研究センターは、必要に応じ、国立感染症研究所、他の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ的確に検査を実施するとともに、地域の検査機関における検査能力の向上と精度管理に向けて情報提供および技術的支援を行う。
- (3) 衛生環境研究センターは、医療機関等の協力を得て提供された検体を検査するなど、感染症の病原体等に関する情報の収集・分析を行う。さらに、患者に関する情報とあわせて、感染症情報を一元的に管理し、総合的に分析した上で情報を提供する。

3 人材の養成

- (1) 感染症対策においては、感染症の発生状況を正確に把握・分析し、対応についての的確に判断し実行できる専門的知識と能力を有する人材が必要である。
- (2) 県は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症に関する研修会に、健康福祉センターおよび衛生環境研究センターの職員等を積極的に派遣するとともに、受講者の活用を図る。また、健康福祉センターや市町の感染症担当者、医療関係者等を対象とした感染症に関する講習会等を開催する。
- (3) 感染症指定医療機関においては、医師等に対し研修等を実施するとともに、医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供および研修の実施に努めるものとする。

第8 感染症に関する知識の普及啓発と患者等の人権の尊重

1 基本的考え方

- (1) 感染症の患者や家族等への差別や偏見は、感染症に対する正しい知識の欠如が主な原因であると考えられるため、県、市町および医療機関等が連携して正しい知識の普及啓発を図ることが重要である。
- (2) 感染症の患者や家族等の個人情報を取り扱う機関では、その管理を徹底し流出防止を図るものとする。

2 普及啓発の方策等

- (1) 県、市町および医療機関等は、広く県民が感染症に対する知識を得られるよう、各種広報媒体等を利用して普及啓発を行うとともに、感染症に関する相談に応じることとする。また、健康福祉センターは、管内の市町と普及啓発等について連携を図るため、定期的に情報交換を行う。
- (2) 患者情報を取り扱う機関では、日ごろから研修等を通じて個人情報の保護に関する意識を高めるとともに、個人情報を取り扱う者を限定するなど、個人情報の保護に努めるものとする。
- (3) 県は、感染症発生等の情報の公表に当たっては、個人情報の保護に留意の上、県民への注意喚起という目的に必要な情報を公表する。

第9 その他の感染症予防のための施策

1 施設内感染の防止対策

県は、病院・診療所および児童福祉施設・老人福祉施設等において感染症が発生し、またはまん延しないよう、医師会等の協力を得ながら施設内感染に関する情報を施設の開設者、管理者に提供する。

また、これらの施設の開設者、管理者は、提供された情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、日ごろから患者、入所者や職員の健康状態を把握するなど、健康管理に努めるものとする。

さらに、医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めることが重要である。

2 災害時の対策

災害発生時における感染症の発生予防やまん延防止のための措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われるものであるため、県および市町は、迅速かつ的確に所要の措置を講ずることが重要である。

災害時の防疫体制については、「福井県地域防災計画」および「福井県震災対策計画」に基づき実施する。

3 動物由来感染症対策

感染症法第13条に基づく届出を受けた場合には、県は、当該届出に係る動物またはその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、速やかに積極的疫学調査の実施その他必要な措置を講ずる。

また、動物由来感染症の予防およびまん延防止対策については、媒介動物対策や動物取扱業者等への指導、獣医師との連携が必要であることから、県では、感染症対策部門のほか、愛玩動物、野生動物、家畜等の動物に関する施策を担当する部門、環境衛生部門および衛生環境研究センターが連携して対策を講ずる。